



税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期
 国民健康保険税／第8期
 後期高齢者医療保険料／第8期
 保育料／2月分
 納期限／2月28日(火)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用
 ください。

住宅借入金等特別税額控除の適用期間が延長になります。

住宅借入金等特別控除において
 入居に係る適用期間が延長され、
 令和4年1月1日から令和7年12

	居住年	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	13年
	令和6年・令和7年	
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	13年
	令和6年・令和7年	
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	13年
	令和6年・令和7年	
上記以外 (一般住宅)	令和4年・令和5年	13年
	令和6年・令和7年	10年

月31日までに入居した方も対象になりました。期間中に入居された方の住民税における控除金額は所得税の課税総所得金額の5%(限度額97,500円)です。控除期間は上段の表のとおりです。

また、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に入居した場合について、特例の適用対象者の所得要件が、2,000万円以下に引き下げられました。(現行は3,000万円)

その他詳細につきましては国土交通省ホームページをご確認ください。

退職所得のある配偶者または扶養親族について

令和4年分確定申告から申告書第2表に退職所得のある配偶者または扶養親族についての記載欄が設けられました。氏名、個人番号、続柄、生年月日、退職所得を除いた合計所得金額の記載が必要になります。

個人住民税において配偶者(特別)控除、扶養控除等を受ける際の所得の判定には退職所得の金額を含まないため、記載が必要です。

確定申告書用紙の配布部数減少について

確定申告書の電子化に伴い、税務署から市町村への用紙の配布枚数が減少しています。確定申告書など用紙が必要な方は、国税庁ホームページからのダウンロード等やスマホやパソコンからe-Taxを利用している電子申告にご協力をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

なお、スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額等が自動で入力されるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能です。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等のデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定して

いますので、ぜひご利用ください。
 ●問合せ先
 総務部税務課

投票立会人の募集について

投票立会人とは、各投票所や期日前投票所において、投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。

飛鳥村選挙管理委員会では、皆さまに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人を募集しています。

なお、選挙に興味がある学生(18歳以上)でも立会人になれます。応募方法につきましては、村公式ホームページをご覧ください。または総務部総務課までお問合せください。

●対象
 在住の18歳以上の選挙権のある方
 ●問合せ先
 総務部総務課